平 成 2 7 年 1 月 2 9 日 2 0 8 及 び 2 0 9 会 議 室

平成27年第2回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成27年第2回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成27年1月29日(木)

開会午後1時30分閉会午後2時50分

2 場 所 208及び209会議室

3 出席委員 福田一平 田中健一

平 山 いづみ 伊藤憲春

小町邦彦

署名委員 田中健一

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長小町 邦彦教育部長新土 克也教育総務課長栗原 寛学務課長大石 明生指導課長泉澤 太特別支援教育課長矢ノロ美穂学校給食課長亀井寿美子生涯学習推進センター長浅見 孝男スポーツ振興課長井上 隆一図書館長小宮山克仁

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一 安藤 悦宏

案 件

1 協議

- (1) 立川市第2次学校教育振興基本計画の検討状況について
- (2) 立川市史編さん委員会条例について
- (3) 立川市練成館条例の一部を改正する条例について
- (4) 立川市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について
- (5) 立川市市民体育館条例の一部を改正する条例について
- (6) 立川市運動場条例の一部を改正する条例について
- (7) 立川市図書館条例の一部を改正する条例について

2 報告

- (1) 平成26年度立川市学校保健会健康努力児童・生徒表彰式の開催について
- (2) 立川市立小学校情緒障害等通級指導学級説明会の開催について

3 その他

平成27年第2回立川市教育委員会定例会議事日程

平成27年1月29日208&209会議室

1 協議

- (1) 立川市第2次学校教育振興基本計画の検討状況について
- (2) 立川市史編さん委員会条例について
- (3) 立川市練成館条例の一部を改正する条例について
- (4) 立川市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について
- (5) 立川市市民体育館条例の一部を改正する条例について
- (6) 立川市運動場条例の一部を改正する条例について
- (7) 立川市図書館条例の一部を改正する条例について

2 報告

- (1) 平成26年度立川市学校保健会健康努力児童・生徒表彰式の開催について
- (2) 立川市立小学校情緒障害等通級指導学級説明会の開催について

3 その他

◎開会の辞

- ○福田委員長 ただいまから、平成27年第2回立川市教育委員会定例会を開会いたします。 はじめに、署名委員の指名を行います。署名委員に田中委員、お願いいたします。
- 〇田中委員 はい、承知しました。
- ○福田委員長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、協議7件、報告2件でございます。 その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 本日の教育委員会定例会出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、特別支援教育課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、スポーツ振興課長、図書館長でございます。

◎協 議

(1) 立川市第2次学校教育振興基本計画の検討状況について

○福田委員長 それでは、協議に入ります。

協議(1)立川市第2次学校教育振興基本計画の検討状況について、を協議します。

お手元の資料、立川市第 2 次学校教育振興基本計画の検討状況等について及び立川市第 2 次学校教育振興基本計画(現在までの検討のまとめ)をご参照願います。

栗原教育総務課長、ご説明等お願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは、立川市第2次学校教育振興基本計画の検討状況について、ご 説明します。

はじめにA4の資料、検討状況等についてをご覧ください。第2次学校教育振興基本計画の検討にあたっては、計画検討委員会を開催しましてこの内容についてご協議をいただいたところでございます。1番目、開催状況でございますが、平成26年9月26日の会が初回でございます。初回につきましては委員会の設置の目的や進め方、また、国や東京都の動向、現行の学校教育振興基本計画の進捗状況、計画(案)の概要等について説明しご協議をいただきました。2回目から4回目につきましては、計画の協議の叩き台をこちらで提示した中で、章ごと、基本方針ごとにご協議をいただきました。そして5回目でございますが平成27年1月20日に計画のまとめについてこちらで説明いたしまして、検討委員会でご協議をいただきました。

続きまして検討結果でございます。こちらにつきましては冊子の検討のまとめをご覧ください。計画につきましては平成26年11月13日に開催いたしました第21回定例会で概要等についてご報告いたしました。今回は先ほどご説明したとおり、5回の検討委員会での協議が終了した時点でのまとめた内容については、計画の構成、各章の概要及びポイントとなる点を中心にご説明いたします。

1 ページをお開きください。最初が目次となっております。ここでは構成についてご説明します。第1章が計画策定の基本的な考え方を示しております。第2章では計画策定にあたって、国や都の動き、立川市の学校教育を取り巻く状況、そして現行の学校教育振興基本計画の達成状況等についてお示しをしています。第3章につきましては本計画の体系となります。第4章につきましては事業の展開と今後の方向性を示しており、基本方針1学校教育の充実、基本方針2教育支援と教育環境の充実、教育方針3学校・家庭・地域の連携による教育力の向上、それぞれの基本方針に基づいた説明内容となっています。第5章が計画の推進にあたってでございます。目次にはその他、資料編が付いておりますが、現在作成中でございます。作成した段階でまた定例会等でお示ししたいと考えています。

それでは2ページから順次ご説明します。第1章につきましては「計画策定の基本的な考え方」でございます。

1「計画改訂の背景や目的」、(1) 社会・経済状況の変化でございますが、変化が激しく先行きが不透明な社会へ移行しているというようなこと、また急激な少子化・高齢化が進展している、それに対する影響が懸念される。特に都市部を中心に地域社会等のつながりや支えあいによるセーフティネット機能の低下が指摘されている、このような社会・経済状況の変化をこちらで示しています。(2) 立川市の現況につきましては、交通、また立川市にあります昭和記念公園や行政機関や企業等の集積について、本市においても少子高齢化の問題が大きく影響を及ぼしている。そんな中で立川市では、教育においては学力・体力の向上、特別支援教育の充実ということを重点課題に対して取り組んでいきたいということ、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックについてもこちらで示しているところでございます。(3) 計画策定の経緯でございますが、これにつきましては現行計画の策定経過と第2次の計画の策定についてお示しています。

2「計画の位置付け」でございます。ここにつきましては国や東京都の動向にも留意しているとともに、立川市の上位の計画であります立川市第4次長期総合計画との整合ということを示しておりますが、詳しくは4ページをご覧ください。計画の関係図を載せております。立川市上位計画でございます第4次基本構想・長期総合計画、こちらの策定を現在進めているところでございます。将来像としては「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」を掲げております。長期総合計画が10年の計画であり、5年毎にそれぞれ基本計画が定められており、最初の5ヵ年が立川市前期基本計画になります。その都市像として「育ち合い、学び合う文化の香り高いまち」を掲げ、その中で学校教育に係る施策については3点こちらで掲げております。1点目が学校教育の充実、2点目が教育支援と教育環境の充実、3点目が学校・家庭・地域の連携による教育力の向上でございます。この市の基本計画の施策3本が今回検討しております第2次学校教育振興基本計画の基本方針と合致するものとなります。また、この学校教育振興基本計画につきましては教育委員会の教育目標を踏まえて策定というのがこの関係図でございます。

3「計画期間」でございます。今申し上げました基本構想、前期基本計画、後期基本計画、

立川市第2次学校教育振興基本計画、それぞれの計画期間をこちらで定めているところでご ざいます。

5ページでございます。ここからが第2章「計画策定にあたって」でございます。

1「国や都の動き」でございますが、まず教育基本法の改正について、5ページ後段の部分につきましては教育三法の改正について、6ページにつきましては学習指導要領の改訂、国の計画でございます第2期教育振興基本計画の策定について、7ページ、(4)として教育再生実行会議の動向、(5)中央教育審議会の動向でございます。中教審の動向につきましては、特に近年の学校教育に関する答申内容についてもお示ししているところでございます。(6)として地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正として、教育委員会制度改革についてこちらで触れております。(7)についてはいじめに関する法整備について、国や東京都のいじめに関する取組内容を示しております。9ページでございます。平成25年4月に策定されております東京都教育ビジョン(第3次)についてこちらでお示ししております。

10ページ、2「立川市の学校教育を取り巻く状況」でございます。(1)が児童・生徒数の推移でございます。下の表で昭和50年から平成26年までの推移と平成31年までの推計値をこちらで示しています。今後の推計といたしましては、ほぼ横ばい、もしくは微減が見込まれている状況でございます。(2)としまして特別支援学級の設置でございます。11ページに特別支援学級の設置状況、固定級、通級、こちらでお示ししているところでございます。11ページの後半部分が学校施設の現況でございます。12ページにそれぞれ学校施設の現況を小中学校ごとに校舎の建築年や面積等を示しております。

13 ページでございます。3「立川市学校教育振興基本計画の達成状況」でございます。このことにつきましては平成26年2月に中間総括を行い、その後の実績等を踏まえて状況と課題を説明しております。説明はそれぞれ基本方針1「人権尊重の精神と社会の一員としての自覚の育成」、基本方針2「豊かな個性と創造力を伸ばす教育の推進」、基本方針3「市民の教育参加と学校改革の推進」について、それぞれお示ししているところでございます。(4)の取組指標の進捗状況につきましては15ページをご覧ください。全体で20項目について進捗状況と目標値を示しております。また、平成26年度の欄が空欄になっておりますが、ここにつきましては年度末に実績を確定させこちらに順次載せることを考えております。

16ページからは第3章「計画の体系」でございます。

この第2次の計画体系についてこちらでお示しをしているところでございます。16ページの後半の部分に体系図を示しております。「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」、そして教育目標、4つの視点、それに基づき基本方針を3つ定め、その下に9つの基本施策と計画的な事業展開を実施していく、このような体系となっております。17ページをご覧ください。この計画策定にあたって留意しました立川市教育委員会の教育目標、立川市の目指す子どもの姿をこちらで載せております。

18ページにつきましては計画の基本方針でございます。基本方針ごとに説明文、そこの主な内容を示しています。基本方針1学校教育の充実~「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総

合的な力を育む~、基本方針2は教育支援と教育環境の充実~質の高い学びを提供するため、 個に応じた教育支援を推進し、充実した教育環境を整備する~、基本方針3は学校・家庭・ 地域の連携による教育力の向上~学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む ~、この内容について説明をしているところでございます。

19、20ページをお開きください。こちらについても体系図でございますが、基本方針ごとに基本施策を定め、それぞれの目的をこちらで示しているところでございます。この基本施策ごとの内容でございますが、これにつきましては22ページ以降がそれぞれ基本施策ごとの説明となりますが、そこに示しております施策の目的をこの枠の中に示しております。

21 ページからが第4章「事業の展開と今後の方向性」となります。21 ページにつきまして は基本方針1学校教育の充実、これに関する3つの基本施策の内容、それと今後の取組の一 覧を示しております。また、各施策で特にこの5年間で重点とする事業については重点取組 として表しています。

それでは22ページから、それぞれの施策ごとについて説明をします。

「基本施策 1 学力向上」でございます。

施策の目的について読み上げます。児童・生徒に基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力を身に付けさせるために、各学校における研究活動の推進及び学習機会の拡充、学びの質を高める事業を展開します。

現状と課題につきましては、施策の展開や今後の取組につながる内容となっております。1 につきましては、校内研究の充実と教育研究の支援について記載しています。2 につきましては学習支援の充実、3 につきましては学力向上施策の推進について、4 につきましては教員研修の充実、5 につきましては学習指導の充実、6 につきましては小中連携活動について、それぞれ現状と課題をお示ししているところでございます。23 ページでございます。平成26年度東京都の学力向上を図るための調査結果(達成率)を示していますが、この達成率については下の※のところに説明文がございますが、分母を都平均正答率、分子を立川市の平均正答率として、都平均正答率を100%として表示しています。100%以上が都平均正答率より本市のほうが高い状況、100%未満は本市のほうがそれより低いことを示しています。

その下、施策の展開につきましては、現状と課題に対応した施策の方向性をそれぞれの項目ごとに示しております。

24 ページが今後の取組でございます。施策 1 につきましては 10 項目こちらで記載しているところでございます。No のところでございますが、1-1-①と表示されています。最初の左側の 1 につきましては基本施策の番号でございます。それに伴う連番として 1 から順番に数字を入れ、その後さらに細分化しているものにつきましては枝番として〇数字で表しております。また、それぞれの取組項目について担当課を最後に示しております。施策 1 につきましては、重点取組項目につきましては 1-2 学習支援の充実、1-6 小中連携外国語活動の推進、この 2 つとしております。

その下でございます。取組指標につきましては2項目こちらで掲げております。計画期間

の最終年度となる平成31年度の目標を具体的に示しております。

26ページにつきましては「基本施策 2 豊かな心を育むための教育の推進」でございます。 施策の目的、いじめや不登校など、様々な心の問題が懸念される中、人権教育の理念を正しく理解し、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けさせ、自立した個人を育てる教育を推進します。また、各学校の特色を活かした教育活動や読書活動の充実を図る事業を通して、児童・生徒に豊かな心を育むとともに、次代を担う郷土に愛着を持つ「立川市民」の育成にも取り組みます、という目的でございます。

現状と課題、1につきましては人権教育と道徳教育の推進について、2につきましてはいじめ問題への対応について、3については豊かな心を育むことについて、4につきましては健全育成の推進と安全教育について、5につきましては豊かな心を育む教育活動の支援について、こちらで現状と課題を記載しているところでございます。資料につきましてはそれに関連するもので不登校・いじめの状況、読書の実施状況、市立図書館から学校図書館への団体貸出冊数の状況等をこちらでお示ししております。

施策の展開につきましては今後の方向性を示しており、今後の取組につきましては9項目 こちらで掲げているところでございます。重点項目につきましては、29ページ2-2いじめに 対する未然防止・早期発見・早期対応について重点項目として示しております。

取組指標につきましては3項目を設定しています。

31ページでございます。「基本施策3体力の向上と健康づくりの促進」でございます。

施策の目的でございます。児童・生徒の体力低下や様々な健康課題が懸念される中、生涯に渡って運動やスポーツに親しむ意欲や能力の育成と健康・安全に関する正しい知識や生活を改善する力を身に付けさせます。また、児童・生徒が「食」の大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付け、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育めるよう、心とからだの健康づくりを推進します、というものが施策の目的でございます。

現状と課題、1 につきましては児童・生徒の体力向上に向けてでございます。2 につきましては健康づくりの促進に向けて、3 から 8 につきましては主に学校給食に関する現状と課題を記載しております。関連する資料、32 ページでございますが 25 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果を示しているところでございます。こちらの数値につきまして上の表につきましては先ほどと同様、達成率ということで分母を都平均、分子を市平均としています。下の表につきましては「毎日運動しない」と回答した児童・生徒の割合を示しております。

施策の展開につきましては今後の方向性を示しているところでございます。

今後の取組でございますが、13項目こちらでお示ししております。重点取組としましては 3-1-④専門的な技能を有する人材の活用を重点取組としております。

36ページ、取組指標につきましては4項目こちらに設定しているところでございます。 37ページからは基本方針2でございます。教育支援と教育環境の充実について、基本方針 1と同様にそれぞれ基本施策ごとに取組項目をこちらで示しております。 37ページでございます。「基本施策 4特別支援教育の推進」でございます。

施策の目的を読み上げます。支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を 最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、途切れ・すき間のない関係機関との早期連携 や早期支援を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援 を行います。平成25年度に策定した『立川市特別支援教育実施計画』(計画期間:平成26(2014) ~28(2016)年)に基づき、体系的・計画的な取組をしています、ということでございます。

現状と課題でございます。1 につきましては特別支援学級に在籍する児童・生徒に対する早期の連携・支援について、2 につきましては学校における特別支援教育の推進について、3 につきましては障害に対する正しい理解と認識に対する理解啓発についてでございます。参考資料としまして特別支援学級在籍及び通級指導学級利用児童・生徒数の推移でございます。これは各年5月1日現在の状況を示しております。38ページにつきましては就学相談利用者数、転学相談利用者、新入学児童における就学支援シートの提出についてこちらに示しております。

39ページでございます。今後の取組としては10項目こちらで掲げております。重点取組としましては40ページ、4-2-④巡回相談の充実を重点取組としております。

また、ここにつきましては年次計画を2項目について示しています。新たな取組や今後の 年度別の取組内容をお示しすべき項目についてはこのように年次計画を示しています。

41ページ、取組指標につきましては4項目設定しているところでございます。

ここで本市の今の上位計画の基本計画も策定のところでございますが、その整合性を図る ため取組指標についても再度検討しているところでございます。修正した場合は教育委員会 定例会等でその修正内容についてはご説明、ご報告をしたいと考えております。

42ページでございます。「基本施策 5学校運営の充実」でございます。

施策の目的を読み上げます。児童・生徒の実態や保護者の教育観が多様化し、学校が対応・解決を図らなければならない課題が増えるとともに、学校だけでは解決が困難な課題も現出しています。児童・生徒の健やかな成長を図るために、学校運営の充実に向けた支援を行うとともに、児童・生徒及び保護者の相談や支援を行います、これが目的となります。

現状と課題でございます。1 については児童・生徒の学校生活の充実に向けた支援について、2 については教育相談について、3 については学校運営の充実に向けた支援、4 については社会科副読本・資料集の配布について、5 については就学援助等について、こちらで現状と課題について示しているところでございます。資料につきましては支援員の配置状況でございます。それぞれ支援員の配置や配置内容について詳細に記載しております。それとともに学習資料の配付状況についてもお示ししております。

44ページでございます。今後の取組につきましては8項目示しております。重点取組項目につきましては5-1-①児童・生徒の学校生活の充実に向けた支援を重点取組としております。 45ページに年次計画を示しております。2項目それぞれ平成31年度までの年次計画を示しております。 ております。46ページ、取組指標につきましては1項目となっています。 47ページでございます。「基本施策 6 教育環境の整備」でございます。

施策の目的を読み上げます。児童・生徒が安全で快適な学校生活をおくることができるように、教育環境の整備を進めます。また、ICT機材を使用したわかりやすい授業の実現や、情報セキュリティに関する知識の習得、教員の負担を減らして児童・生徒に向き合う時間を確保するための校務支援システムの導入を目指します、これが目的となります。

現状と課題でございます。1番目については学校施設の改修について、2については空調機について、3については校庭の芝生化について、4については学校施設の防災機能の強化について、5については小・中学校の備品類について、6については学校 ICT 教育環境について、7については学校適正規模に関して、現状と課題を記載しています。48ページがこれに関する資料となります。これは保全計画に示されている総合劣化度による小学校、中学校の保全優先度を示しております。下の表につきましては学校における ICT 教育環境の整備状況です。平成26年3月現在の全国、東京都、立川市それぞれの整備率について示しております。

49 ページが施策の展開を示し、そのあと今後の取組として 8 項目示しているところでございます。重点取組項目につきましては 6-1 計画的な学校施設の改修、6-6-①ICT 教育環境の整備、同じく②ICT 教育環境の活用、こちらの 3 点が重点取組となります。

51ページでございます。こちらは年次計画、学校施設の改修等について4項目示しております。取組指標につきましては2項目でございます。

52ページをお開きください。ここからが基本方針3学校・家庭・地域の連携による教育力の向上でございます。基本施策7、8、9につきましてそれぞれ取組項目を示しております。

53ページ、「基本施策 7ネットワーク型の学校経営システムの構築」でございます。

施策の目的を読み上げます。地域の教育力を活用した教育活動を展開し、学校教育の充実 及び学力向上などの教育課題の解決に取り組むため、ネットワーク型の学校経営システムを 構築するとともに、学校と家庭の連携を一層促進し、家庭教育の充実を図ることを通して、 教育活動の成果を高めます、これが施策の目的でございます。

現状と課題でございます。1 については開かれた学校づくりについて、2 については大学や研究機関との連携について、3 については地域の教育力の活用と職場体験について、4 については科学教育センター事業について、5 については教育力向上推進モデル校について、6 については家庭教育について、それぞれ現状と課題を示しております。54 ページでございます。それに関する資料としまして平成23年度から25年度における学校教育に係るネットワークの現状を図でお示ししております。その連携内容につきましては下の表にそれぞれの連携した内容と件数をお示ししております。それとともに読書の実施状況を東京都と比較できる内容の表を付けております。55ページ以降の表につきましても東京都と立川市それぞれの状況が比較できる内容をお示ししているところでございます。

56ページ、施策の展開で今後の方向性を示した中で今後の取組9項目をこちらでお示ししています。重点取組としましては57ページ、7-3-① 地域の教育力の活用について示しています。また7-6-①家庭学習の習慣化につきましても重点取組として定めているところでござ

います。

年次計画につきましては1項目設定しています。

59ページでございますが、取組指標については4項目を設定をしております。

60ページ、「基本施策8小中連携の推進」でございます。

施策の目的、義務教育9年間を見通した教育活動の実施を通して、教育目標に掲げる「確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のために」を備えた児童・生徒を育成するために、中学校区を単位とした小中連携教育を推進します。また、中学校区ごとのさらなる連携を図るため、小中連携に加え、幼保小連携も併せて推進し、児童・生徒の学校生活の充実に努めます、こちらが目的となります。

現状と課題でございます。1 が小中連携教育の推進、2 がキャリア教育の推進、3 が幼保連携教育の推進、4 が特色ある教育活動について、それぞれ現状と課題を示しております。

61ページは今後の取組内容を示しています。重点取組につきましては 8-1 小中連携教育の推進、8-2-①立川市民科の推進の 2 項目となります。62ページでございます。

年次計画につきまして2項目示しております。

取組指標につきましても2項目お示ししております。

63ページでございます。「基本施策9児童・生徒の安全・安心の確保」でございます。

施策の目的、交通事故、災害、不審者等に対する安全教育を推進するとともに、家庭や地域と連携した安全対策の取組を行い、児童・生徒が安全で安心して生活を送ることができる環境づくりに努めます、ここが目的でございます。現状と課題につきましては、1 は防災教育について、2 については児童・生徒の安全に関する安全教育について、3 については薬物乱用防止について、こちらで現状と課題をお示ししています。64 ページでございます。ここに係る資料としては通学路等の点検状況と対策を行った例を示しています。施策の展開の方向性を示し、今後の取組として8項目掲げました。重点取組につきましては9-2-①登下校時の児童の安全対策を重点取組項目としております。66 ページが取組指標で1項目設定しているところでございます。

67、68ページにつきましては第5章「計画の推進にあたって」ということで、平成27年度からこの計画を進めていくわけでございますが、1つ目は教育行政の一層の推進、2つ目は市長部局及び関係者との連携・協力、3つ目については新たに検討や対策が必要となる事項への対応について、最後に計画の進捗管理についてそれぞれお示ししているところでございます。なお、先ほどご説明したとおり、この第5章の後にそれぞれ用語解説、基礎データ、計画策定の体制、計画策定の経過を追加する予定でございます。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

○福田委員長 第1章から第5章に至るまで、大変ご丁寧なご説明ありがとうございました。 立川市第2次学校教育振興基本計画の検討状況についての説明を終了いたします。第2次学 校教育振興基本計画の策定にあたり、検討委員会を設置され、これまで5回検討委員会を重 ねた結果の報告及び今後の計画策定に関するスケジュール等についての説明でございました。 これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。 はい、田中委員お願いします。

○田中委員 ただいま栗原教育総務課長から丁寧なご説明がありました。とりわけ今回の改正教育基本法、教育三法、第4次総合計画等々を踏まえながら丁寧に作成されて本当にありがとうございます。途中の経過ではありますけれども改めてこの場を通して近藤精一検討委員会の委員長を含めて関係各位の皆さんにお礼を申し上げます。

平成27年から31年、前期の基本計画で非常に大事な計画です。5回にわたっての検討でありますけれども、全体で68ページにわたって丁寧に作成されたものを拝見いたしました。その中で文面の修正等をしたほうがよろしいのではないかということで何点かありますけれども、今日は3点だけ申し上げたいと思います。

18ページをご覧ください。基本方針3学校・家庭・地域の連携による教育力の向上ですけれども、この4行目、「そこで、それぞれの学校が、ネットワーク型の学校経営を推進し」とあります。このネットワーク型の学校経営については教育長からも丁寧な説明がありましたが、こうして文面として残していくとなれば、もう少し丁寧な記述がよろしいのではないかということで、私としては、「それぞれの学校が家庭・地域そして各学校間の連携をより図ったネットワーク型の学校経営」、このようにしてはいかがでしょうか。

続いて26ページをご覧ください。基本施策2豊かな心を育むための教育の推進で、施策の目的、現状と課題、一つひとつ丁寧に作成されていてしっかりまとめてあるということで感謝しております。ただ、現状と課題の8行目から9行目をご覧ください。「主体的に社会生活を送ることができる豊かな心を育むことが重要であり、この豊かな情操を持ち、地域文化とともに多様な文化を尊重する豊かな心を育む必要がある」という文章があります。ここでは主体的に社会生活を送ることができる豊かな心、次に、地域文化とともに多様な文化を尊重する豊かな心と豊かな心が2回出てまいります。したがいましてもう少し文章を整理してはいかがですかということでございます。

最後に63ページをご覧ください。基本施策9児童・生徒の安全・安心の確保の中の現状と課題、1から3まで非常に丁寧に記載されております。ただ、1番に児童・生徒が地震や火災などの災害から云々とあります。ここの文章については、私は、「主体的に行動する態度や共助・公助」の視点を入れてはどうかと思います。と申しますのは平成24年4月の閣議決定で学校安全の推進に関する計画、この中で「主体的に行動する態度や共助・公助」が文面の中で出てきます。この視点を入れてはどうかということでございます。

その下の3番の薬物乱用防止の文章の中にも、できればキーワードとして危険ドラックを 記載してはどうかということでございます。

それらを含めて全部で 28 点、文面修正をされてはいかがですかということでございます。 全て事務局に一任いたしますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

〇福田委員長 大きく 18 ページ、26 ページ、63 ページで追加及び修正整理というご提案ですけれども、教育総務課長、何かございますか。

- ○栗原教育総務課長 今、田中委員よりご指摘をいただきましてありがとうございます。この内容につきまして、もう一度事務局内で修正等につきましては検討いたしまして、その反映した内容につきましては次回の定例会等でお示ししたいと考えます。
- **○福田委員長** 最終的には事務局にお任せするということでございますので、よろしくお願い します。

ほか、ございますか。

[「ありません」との声あり]

〇福田委員長 ないようでございますので、立川市第2次学校教育振興基本計画の検討状況に ついての協議を終了します。

立川市第2次学校教育振興基本計画の検討状況について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「ありません」との声あり]

〇福田委員長 異議なしと認めます。よって、協議(1)立川市第2次学校教育振興基本計画の 検討状況については承認されました。

◎協 議

(2) 立川市史編さん委員会条例について

〇福田委員長 次に、協議(2)立川市史編さん委員会条例について、を協議します。 お手元の資料、立川市史編さん委員会条例(案)をご参照願います。

浅見生涯学習推進センター長、ご説明等お願いいたします。

○浅見生涯学習推進センター長 平成 27 年度からの立川市史を編さんする事業の開始について現在検討中でございますが、立川市史編さん事業の基本的な事項を審議するための外部機関である立川市史編さん委員会条例を新たに設置する条例を別添お手元の案のとおり制定するための議案についてご協議をお願い申し上げます。

第3条に示してあるとおり、編さん委員につきましては日本史及び民俗学研究について学識を有する者8名以内、及び公募市民2名以内、計10名以内で構成し、任期は3年とするものです。当委員会の議決を経た後、3月議会において審議をしていただき、平成27年4月1日に施行する予定でございます。なお、この条例の施行について必要な事項を規定する施行規則は現在策定中でございます。

以上で説明を終了いたします。

○福田委員長 ご説明ありがとうございました。立川市史編さん委員会条例についての説明を 終了いたします。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

○福田委員長 それでは、立川市史編さん委員会条例についての協議を終了します。 立川市史編さん委員会条例について、お諮りします。 ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「ありません」との声あり]

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、協議(2) 立川市史編さん委員会条例については 承認されました。

◎協 議

(3) 立川市練成館条例の一部を改正する条例について

- ○福田委員長 次に、協議(3)立川市練成館条例の一部を改正する条例についてを協議します。 お手元の2枚綴りの資料、立川市練成館条例の一部を改正する条例をご参照願います。 井上スポーツ振興課長、ご説明等お願いいたします。
- **〇井上スポーツ振興課長** 立川市練成館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

平成27年4月1日よりスポーツ振興課が教育委員会より市長部局へ移管されることに伴いまして、条例中の「立川市教育委員会」を「市長」に改める文言整理を行うものでございます。詳細につきましては机上配付してございます立川市練成館条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

〇福田委員長 ありがとうございました。立川市練成館条例の一部を改正する条例についての 説明を終了いたします。先ほどございましたように、この4月よりスポーツ振興課が市長部 局に移管いたします。このことに伴う関連条例の改正でございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

○福田委員長 それでは立川市練成館条例の一部を改正する条例についての協議を終了します。 立川市練成館条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「ありません」との声あり]

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、協議(3) 立川市練成館条例の一部を改正する条例について、は承認されました。

◎協 議

(4) 立川市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について

〇福田委員長 次に、協議(4)立川市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について を協議します。

お手元の資料、立川市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例をご参照願います。 引き続き井上スポーツ振興課長、ご説明等お願いいたします。

〇井上スポーツ振興課長 立川市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について、ご

説明申し上げます。前協議(3)と同様でございます。スポーツ振興課が教育委員会より市長部局に移管されることに伴いまして、条例中の「立川市教育委員会」を「市長」に改める文言整理を行うものでございます。詳細につきましては机上配付してあります立川市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございました。立川市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例についての説明を終了します。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

〇福田委員長 それでは立川市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例についての協議 を終了します。

立川市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「ありません」との声あり]

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、協議(4)立川市スポーツ推進審議会条例の一部 を改正する条例については承認されました。

◎協 議

- (5) 立川市市民体育館条例の一部を改正する条例について
- **〇福田委員長** 次に、協議(5)立川市市民体育館条例の一部を改正する条例について、を協議 します。

お手元の資料、立川市市民体育館条例の一部を改正する条例をご参照願います。 井上スポーツ振興課長、ご説明等お願いいたします。

〇井上スポーツ振興課長 立川市市民体育館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

前協議(4)と同様でございます。スポーツ振興課が教育委員会より市長部局に移管されることに伴いまして、条例中の「立川市教育委員会」を「市長」に改める文言整理を行うということでございます。詳細につきましては机上配付してございます立川市市民体育館条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

○福田委員長 ありがとうございました。立川市市民体育館条例の一部を改正する条例についての説明を終了します。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

〇福田委員長 立川市市民体育館条例の一部を改正する条例についての協議を終了します。

立川市市民体育館条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「ありません」との声あり]

〇福田委員長 異議なしと認めます。よって、協議(5) 立川市市民体育館条例の一部を改正する条例について、は承認されました。

◎協 議

- (6) 立川市運動場条例の一部を改正する条例について
- ○福田委員長 次に協議(6)立川市運動場条例の一部を改正する条例について、を協議します。 お手元の資料、立川市運動場条例の一部を改正する条例をご参照願います。 引き続き井上スポーツ振興課長、ご説明等お願いいたします。
- ○井上スポーツ振興課長 立川市運動場条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。 前協議事項と同様でございます。スポーツ振興課が教育委員会より市長部局に移管される ことに伴いまして、条例中の「立川市教育委員会」を「市長」に改める文言整理を行うもの でございます。詳細につきましては机上配付してございます立川市運動場条例の一部を改正 する条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

ご説明は以上でございます。

〇福田委員長 ありがとうございました。立川市運動場条例の一部を改正する条例についての 説明を終了します。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声〕

〇福田委員長 立川市運動場条例の一部を改正する条例についての協議を終了します。

立川市運動場条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「ありません」との声あり]

〇福田委員長 異議なしと認めます。よって、協議(6)立川市運動場条例の一部を改正する条例 について、は承認されました。

◎協 議

- (7) 立川市図書館条例の一部を改正する条例について
- ○福田委員長 次に、協議(7)立川市図書館条例の一部を改正する条例についてを協議します。 お手元の資料、立川市図書館条例の一部を改正する条例をご参照願います。 小宮山図書館長、ご説明等お願いいたします。
- **〇小宮山図書館長** 今回の改正につきましては、平成27年度より立川市中央図書館のサービスの一層の向上を図ることを目的といたしまして、お手元の新旧対照表のとおり改正を行いたいというものでございます。

大きく 2 点改正ポイントがございます。1 点目は、中央図書館の平日の開館時間ですが現在午前 10 時から午後 7 時までとなっているものを、午後 8 時まで 1 時間延長することに伴う

第7条の改正でございます。

もう1点は、中央図書館で行っておりますコピーサービスにつきまして、モノクロコピーに加えましてカラーコピーを導入したいということに伴いまして、現在、図書館資料の複製については手数料という扱いで取り扱っておりますが、周辺各市の状況等を精査いたしまして、これは手数料ではなくコピー代という形で取り扱うということが現状を反映する形であるということで、市長部局とも協議いたしました結果、第8条及び第14条にあります「手数料」の文言は削除させていただきまして、コピー代金ということで別途図書館の複写サービスの実施要綱という形で要綱を制定する形でコピー代として取り扱いたいという内容でございます。

なお、開館時間の1時間延長につきましては、周知期間等を設ける関係で平成27年7月からの施行ということで予定しております。説明は以上です。

○福田委員長 ありがとうございました。これは市民サービスの向上を目指してということで 2点の内容でしたけれども、これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声〕

○福田委員長 立川市図書館条例の一部を改正する条例についての協議を終了します。

立川市図書館条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって協議(7) 立川市図書館条例の一部を改正する条例 については承認されました。

◎報 告

(1) 平成26年度立川市学校保健会健康努力児童・生徒表彰式の開催について

○福田委員長 報告に入ります。

報告(1) 平成26年度立川市学校保健会健康努力児童・生徒表彰式の開催についての報告でございます。

お手元の資料、健康努力児童・生徒表彰式の開催についてをご参照願います。 大石学務課長、ご説明お願いいたします。

〇大石学務課長 それでは、本事業につきましてご説明させていただきたいと思います。

この事業の趣旨でございますが、資料の中にございますとおり、公立小・中学校に学ぶ児童・生徒一人一人が自他の健康に関心を持ち、日常生活において進んで健康の増進に努め、心身ともに健やかな成長を図ることを奨励するために、立川市学校保健会が表彰を行うものでございます。

この趣旨のもとに、各学校から小学校6年生、中学校3年生の該当学年の学級数×2名以内ということでの推薦をいただきまして、こちらに対しての表彰となっておりますが、平成25年度が小学校で81名、中学校で23名の児童・生徒の表彰を行っております。

推薦対象者の基準ということで1番から4番まで書いてございますが、具体的には小学校6年間または小中通して9年間無欠席だった児童・生徒ですとか、年間を通して薄着で過ごしたり、体力増強に努めている児童・生徒が対象ということで行っております。

平成26年度の本表彰式の開催でございますが、改めてご案内させていただきますが、日時は平成27年3月5日木曜日、14時30分の開式ということで、場所はたましんRISURUホールの大ホールで行われます。教育委員の皆様にも是非こちらに出席いただきたいと思いますので、改めてご案内はさせていただきたいと思います。

○福田委員長 ありがとうございました。平成26年度立川市学校保健会健康努力児童・生徒表彰式の開催についての報告を終了いたします。3月5日に開催する小学校6年生並びに中学校3年生を対象とした恒例の健康努力児童・生徒表彰式の内容等でございます。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。はい、田中委員。

- ○田中委員 ただいま大石学務課長から丁寧な説明がありましてありがとうございます。開催が3月5日ということで、推薦対象者の基準が4点ございました。分かりにくい点があるのでもう少し詳しくお願いしたいと思いますが、基準の1番で他の模範となっている者というので6年間あるいは9年間無欠席、これについては具体的に分かります。過去の受賞対象の1から4の中で小学校が81名、中学校が23名、合計104名の方が受賞されたわけですけれども、この中で2番の健康維持増進に努めている者、3番の学校保健における環境衛生の向上へ努力した者とありますが、これが意味が分からないのでもう少し具体的に教えていただきたいのでよろしくお願いします。
- **〇福田委員長** 推薦対象者基準の 2、3 でございますけれど、具体的にお願いいたします。
- ○大石学務課長 2番の心身に障害がありながら、これらの困難にもめげず自分の健康維持増進に努めている者でございますが、こちらは特別支援の学級に通っている児童・生徒、こちらにつきましては通常の学級数に加えてこのような取組をされている方は別に推薦対象となっています。障害がありながら、ご自身の健康維持増進に努めているといったことが学校で見られるということで推薦基準が設けられております。3番の学校保健の活動に積極的に参加し、他の模範になっている者、(環境衛生の向上への努力等も含む)でございますが、こちらは具体的に推薦対象として出ているという例はそんなにございませんが、学校内での健康に向けての環境という部分で、積極的に自分からいろいろなことを見つけながら努力している児童・生徒があった場合には、そういった方も対象にするという推薦基準が設けられています。

もう少し具体的に申し上げますと、今の2つの部分だけではございませんが、例えば9年間虫歯がないといったようなことも、う歯の記載が1本もないという場合も対象ではございます。1本もないと申しましてもC0といった本当に軽いものという場合は認められる場合もございます。1つの基準ではなくて幾つか推薦基準がございますが、さらに小学校、中学校のそれぞれの学校で独自にこの中で具体的な推薦基準を定めて推薦を行っている部分もご

ざいます。これは全体を通しての推薦基準の目安ということです。

- ○福田委員長 田中委員、お願いします。
- ○田中委員 これまで全体で学級数×2 と先ほどのご報告でおっしゃっていました。その中で 小学校が81名、中学校が23名、合計104名が前回推薦を受けて表彰されたわけですが、平 成27年3月5日の表彰については、できましたらば推薦対象で受賞される方については1 番が何名、2、3、4は何名とその内訳が分かるような報告を是非お願いしたいと思います。 そういうものを私どもが実態として把握しながら、場合によっては教育委員訪問の中でしっ かり学校に対する指導助言をしていきたいと思いますので、内訳のご報告をよろしくお願い します。
- ○福田委員長 1項目から4項目までの具体的な該当者の数をご報告願いたいというご要望で ございます。いかがですか。
- **〇大石学務課長** ご指摘ありがとうございます。今後そのような形で報告をさせていただきた いと思います。
- ○福田委員長 ほか、ございますか。伊藤委員。
- ○伊藤委員 これにつきましては子どもたちが表彰されるということをとても喜びまして、励みになっています。また下の学年の子どもにも励みになっていると考えております。これからもよろしくお願いしたいと思いますが、ただ、基本的には学校保健会が行うということで教育委員会が行うわけではありません。それから、COではなくてCOです。ObservationのCOと考えていただければよろしいと思います。治療する必要がなくて、経過観察でいいというところでございます。
- ○福田委員長 9年間う歯がないというのは、治療済みはだめですか。
- **〇大石学務課長** 私どもで伺っておりますのは、基本的に虫歯にかからない努力をしていることです。
- ○福田委員長 常日頃から予防してきた児童・生徒であるということです。 それから、無欠席、無遅刻、無早退が基本という形ですね。2番の心身に障害がありながらというのは、固定の特別支援学級の児童・生徒を対象とするということですか。
- **〇大石学務課長** はい。
- **〇福田委員長** ほか、ございますか。平山委員、いかがですか。
- ○平山委員 私は広報や学校だよりでこの表彰について触れられているのを目にしますけれど、 学校等に持ち帰って表彰ということもありますけれども、その際にできるならば、この児童・ 生徒がこういうことで受賞したんだということが分かれば他の子どもたちの励みになると思 いますので、付け加えられるようであればお願いしたいと思います。

それと、推薦基準の無欠席、無遅刻というのは変わらないものなのでしょうか。幼稚園と か小学校低学年で問題なのは、全部出席をさせんがために無理をして学校に行ってしまうと いうご家庭があるようですが、これについては何か対応策はありますでしょうか。

〇大石学務課長 先ほどお話がございましたように、この表彰自体は学校保健会が主催して行

っておりますので、今後学校保健会の会議の中で今ご提案いただきましたようなことも私からもお伝えさせていただきまして、今後さらにたくさんの皆さんの表彰ができるようにということで進めさせていただきたいと思います。

〇福田委員長 ほか、ございますか。

[「ありません」との声]

○福田委員長 それでは、ますます健康に関心のある児童・生徒の数が増えますことを期待申し上げます。平成26年度立川市学校保健会健康努力児童・生徒表彰式の開催についての質疑及び報告を終了いたします。

◎報 告

(2) 立川市立小学校情緒障害等通級指導学級説明会の開催について

○福田委員長 次に、報告(2)立川市立小学校情緒障害等通級指導学級説明会の開催についての報告でございます。

お手元の資料、立川市立小学校情緒障害等通級指導学級説明会のご案内をご参照願います。 矢ノロ特別支援教育課長、ご説明等お願いいたします。

〇矢ノロ特別支援教育課長 それでは特別支援教育課よりご報告いたします。

来る3月2日月曜日、子ども未来センターにて開催いたします小学校情緒障害等通級指導学級説明会のお知らせでございます。この取組は特別支援教育実施計画に掲げております特別支援学級や就学相談について説明の機会を拡充する取組の一環としまして、小学校を対象としたものとしては初めて開催するものでございます。昨年6月に開催しました就学相談説明会においても、小学校の情緒障害等通級指導学級についてもっと知りたいというご要望が非常に多かったこと、また近年、発達障害がある児童が増加していることなどから、全市的なご参加が見込まれると想定しております。

当日の内容ですが、情緒障害等通級指導学級が設置されている小学校の紹介をはじめ、対象児童や指導時間、必要な手続きなどについてご説明をするほか、第七小学校あすなろ学級の菅原眞弓先生をお招きしまして指導の実際の様子をお話いただきます。

なお、1月25日号の広報でも既に告知を掲載しているところでございますが、2月に各小学校で開催されます新入学児童の保護者説明会におきましても、本チラシをお配りしまして 周知に努めてまいります。

報告は以上でございます。

〇福田委員長 ありがとうございました。立川市立小学校情緒障害等通級指導学級説明会の開催についての報告を終了いたします。3月2日に開催するわけでございます。その内容でございました。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。 はい、田中委員。

○田中委員 矢ノ口特別支援教育課長から説明がありましたように、立川市特別支援教育実施

計画が平成26年3月に作成され、その35ページの中の基本施策の3学校における特別支援教育の取組の支援の中のウのところに特別支援学級説明会の実施ということで小学校6年生を対象とした中学校の通級学級の説明会を継続して実施し、仮称就学説明会とあわせて特別支援学級を充実していく、これについては平成27年度、28年度と充実していきたいということで基本施策にも出ているわけですけれども、その上で何点かお尋ねしたいのですが、1点目は、対象になる児童ですが、人との関わりがうまくできないということを含めて5つの条件がありますが、これ以外の条件がもしあったら教えてください。

2点目は、先ほど説明がございましたが、こういう機会がほしいとか、昨年の6月に実施して非常に好評であったとか、発達障害の児童が増えている、そういう現状を鑑みた場合に、3月2日、定員60人(申込順)からもし漏れたら、ご家庭の事情で参加できないという場合には、予備日はお考えですが、その2点をお尋ねしたいのですがよろしくお願いします。

- ○福田委員長 2点ございましたが、いかがですか。
- ○矢ノ口特別支援教育課長 2点ご質問いただきましたのでお答えいたします。1点目の対象についてでございますが、こちらは保護者向けのチラシということで児童の様子について書き並べたものでございますが、少し硬い表現を使いますと知的障害がない児童でかつ通常の学級の授業に概ね参加できているという前提条件がございます。通級の場合には在籍校での授業を抜けて指導することから、授業への進捗に影響がないというところがございます。そのあたりも保護者の説明会の中ではお伝えしていこうかと思っています。ただ、知的障害がないというところも、近隣市ですと例えば発達検査の数値などで事務的に切るというようなところも聞いておりますが、立川市の場合には児童の様子を総合的に判断しながら柔軟な対応をしているところでございます。

2 点目の定員に漏れた場合ということでございます。大変多くのご参加が見込まれるところで、私どもも60名は少ないのではないかというところも実は少し懸念しているところでございます。現在、設置校4校の担任の先生などとも相談をしまして、なるべく年度初めの早い時期に直接学校で施設を見学しながら説明ができるような機会をつくれないかということで調整中でございます。また、説明会で配布いたします資料については、なるべく日を置かずにホームページなどで公表しながら、今後の就学相談の中などでも配布をしていきたいと考えております。

- **○福田委員長** 今のお話ですと知的障害がないという原則のもとに、高機能広汎性発達障害の お子さんも対象であると。医師の診断書等は必要ないわけですか。
- **〇矢ノロ特別支援教育課長** 現在審査会を行っていますが、そこの中では医師の診断書もしく は発達検査の数値、データなどはいただいているところでございます。
- **〇福田委員長** それは提出を義務づけると、分かりました。 田中委員、いかがですか。
- **○田中委員** 先ほどの 60 名を超えるだろうと想定された場合に、先ほど 4 校というお話がありましたが、3 月 2 日はあくまでも立川市子ども未来センターで実施されますが、もし漏れた

場合には予備日は考えておりますかと申し上げたのですが、その辺りが私もよく理解できないのでもう少し詳しく教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- **〇福田委員長** 具体的に予備日をお考えかどうかということでございます。いかがですか。
- ○矢ノ口特別支援教育課長 予備日でございますが、現在のところは設定しておりません。と言いますのも、1月25日に広報に掲載しまして26日から受付をしておりますが、現在8名の受付状況でございます。また2月に各小学校で保護者説明会を行いますが、2月2日から26日、27日とかなり後半まで1ヵ月にわたって行われますので、万が一後半に開催される小学校の方がお申込みいただいた際に満席に近づいているような状況があればなるべく速やかに予備日で対応していきたいと考えているところでございます。
- ○福田委員長 田中委員、いかがですか。
- 〇田中委員 はい。
- **〇福田委員長** ほか、ございますか。

[「ありません」との声あり]

- **○福田委員長** それでは、立川市立小学校情緒障害等通級指導学級説明会の開催についての質 疑及び報告を終了いたします。
- ○福田委員長 その他に移ります。

その他ございますか。

「「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○福田委員長 次回の日程確認を行います。次回、平成27年第3回立川市教育委員会定例会を 平成27年2月12日木曜日、午後1時半より、210会議室にて開催いたします。

以上で、平成27年第2回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時50分

委員長